

本届出書⇒管理事務所⇒原本は管理事務所保管、管理事務所で2部コピーし、賃貸人及び
賃借人にそれぞれ1部を交付

メゾンふじのき台団地管理組合 理事長殿

駐 車 場 使 用 届 書 (裏面：駐車場賃貸要綱)

年 月 日

賃貸人： _____ 号棟 _____ 号室 氏名： _____ ⑩

駐車場管理細則第3条に基づいて、私が保有する駐車場利用権を以下の賃借人へ貸与して
使用させることにしたので、駐車場賃貸要綱第8条第3項に基づきお届けします。

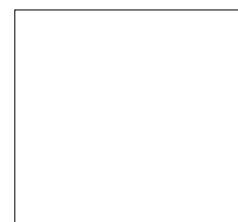
◆賃借人（駐車場を利用する人）及び利用する車両、等

号棟・室番号	氏名	電話番号	
車両メーカー名	モデル名	車両ナンバー	
車両重量 (2,000Kg 以下のこと)	全幅 (c m)	全長 (c m)	全高 (c m)
貸与開始年月日	貸与終了年月日	備考	
(自) 年 月 日	(至) 年 月 日		

※上記賃貸に関して「賃貸借契約書」は、有る ()、無い ()

(注意事項)

- ①上記契約期間中に、利用する車両に変更が生じた際には、
必ず速やかに管理事務所へ届出てください。
- ②その他、この賃貸に関する賃貸人及び賃借人の義務や
駐車場利用条件については、裏面の「駐車場賃貸要綱」を
参照して、各条項を遵守してください。



駐車場賃貸要綱

(総 則)

第1条 この要綱は、駐車場管理細則第3条に基づき、駐車施設の利用権を貸与する組合員と被貸与者とが遵守すべき事項を定めるとともに、両者が円滑な運用に努めることを目的とする。

2. この要綱は、使用契約および無償貸与の場合も適用する。

(賃貸人の義務)

第2条 駐車施設の利用権を他人に貸与する組合員（以下「賃貸人」という）は、駐車施設の利用権に関して全ての責任を負うものとする。

(賃借人の条件)

第3条 賃貸人が自己の利用権を貸与できる相手の人（以下「賃借人」という）は、当団地内の分譲住宅、賃貸住宅、いずれかに居住する者に限る。

(賃借人の義務)

第4条 賃借人は、貸与された駐車施設の利用に関し、賃貸人とともにその責任を負うものとする。

2. 賃借人は、この要綱のほか、駐車場管理細則、駐車場利用要綱を遵守しなければならない。

(転貸の禁止)

第5条 賃借人は、貸与された駐車施設の利用権を別の第三者に転貸してはならない。

(利用自動車の規格)

第6条 賃借人が利用できる自動車は、駐車場利用要綱第2条に定める規格のものに限る。

(トラブル処理)

第7条 賃貸人と賃借人との間のトラブルは、当事者間で処理するものとし、組合は一切関知しないものとする。

(賃貸契約)

第8条 賃貸人は、駐車施設利用権の貸与において賃借人との円滑な契約関係を確立するため、駐車料金および支払い方法、駐車場場所、転貸の禁止等の事項を含む賃貸契約を締結する。

2. 駐車料金、支払方法については、賃貸人および賃借人との間で任意に設定する。

3. 賃貸人は賃貸契約を締結した時は、「駐車場使用届出書」（別紙）を理事会に提出する。